

地方分権改革推進会議における会長発言骨子

平成14年9月3日

全国市長会

はじめに

1. 地方税財源の充実確保について

(1) 税財源配分のあり方の検討

- 第1次分権改革の残された最大の課題である税源移譲等による地方税財源の充実確保方策について早急な検討を開始することが最優先（9割の都市）

(2) 税源移譲の早期実現

- 総務大臣の「地方財政の構造改革と税源移譲について（試案）」は、当面目指すべき目標として重要であり、試案を踏まえて税源移譲を早期に実現

(3) 地方交付税制度の堅持

- 地方交付税制度は、必要な見直しを行うとしても、財政調整及び財源保障機能の観点から堅持

2. 国庫補助負担事業、国庫補助負担金の在り方について

(1) 国庫補助負担金、交付税、税源移譲についての三位一体の改革の進め方

- 国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討する場合には、まず税源移譲を行った上で、国庫補助負担金の廃止・縮減を行うことが必要（9割の都市）

(2) 国庫補助負担金の具体的改革の在り方

- 国庫補助負担金の具体的改革の在り方については、基本的には、地方分権推進委員会の「第2次勧告」や「最終報告」、地方分権推進計画等の考え方を尊重しつつ検討
- ただし、国庫補助負担金の見直しが行われても市町村として継続して行わなければならない事業については負担転嫁にならぬよう確実な財源措置が必要
- 国庫補助負担金の見直しについては、財政面における国の関与を縮小し、地方の権限と責任の大幅拡大の理念に基づき、自己決定・自己責任の原則を地方税財政の面まで広げ、地方公共団体の財政運営の自由度を高めるという観点が重要
- 国庫補助負担金の見直しが、単に国の予算編成上の都合で歳出削減のみを目的として行われることは、地方への負担転嫁

(3) 補助金等を通じた国の過度の関与の支障例

- 国庫補助負担金の運用に係る国の過度の関与等の支障事例が未だに存在

(4)公共事業

- 公共事業体系の国直轄事業と地方単独事業の二元化に当たっては地方への適切な税源移譲が前提
- 国直轄事業負担金については、早期に廃止

3.「中間報告」の指摘事項等に対する意見について(残された課題)

(1)国民健康保険

- 医療保険制度の一本化が基本方針として明確に示される必要

(2)幼保一元化

- 幼児教育と保育の制度を統合化する方向で、早期に検討の必要

(3)教育行政(教育分権化、義務教育費国庫負担金、教育用施設の有効利用)

- 地域の特色や工夫を生かした分権型システムの構築
- 政令指定都市への義務教育小中学校にかかる権限の移譲及び負担は、相当する額の税源移譲が前提
- 義務教育小中学校教職員の任免、給与の決定、休職及び懲戒に係る権限を政令指定都市と同様に中核市に移譲
- 教育用施設の有効活用については、学校施設としての活用に比しそれ以外への転用はきびしい実態

(4)まちづくり

- 都市が自ら建設し、管理する一定規模以上の道路や公園の決定権限を都市に移譲
- 一般市町村まで移譲されている都市計画権限については、三大都市圏の中核市にも移譲
- いまだ移譲されていない都市計画、農地転用等土地利用制度にかかる事務・事業について8割の都市が「5年以内に制度改正」あるいは「5年以内に制度改正の検討をすべき」と回答

(5)廃棄物対策

- ほぼ100%の都市が、国の総合的な責任の明確化について、「賛成」又は「原則賛成」と回答
- 今後国の役割として、「拡大生産者責任」の観点に立ったりサイクル制度の確立が必要

(6)消防・防災

- 8割の都市が「市町村以外の行政主体が消防・救急の業務を担うことができる仕組の検討」に「賛成」、「原則賛成」
- すべての都市が「緊急消防援助隊に対する国の役割分担の法律上の明確化とその充実」に「賛成」、「原則賛成」

(7)事務権限の配分等についての全国市長会の要請事項

- 中核市は政令指定都市並の、特例市は中核市並の事務・事業を移譲すべきとの考えを踏まえ63項目を要請

- そのうち何らかの形で一部方針が示されたものが13項目のみでその他については言及なし

- 本会議の最終報告に向けて引き続き検討の上、本会提案の実現を要請

4 地方公共団体の意見の反映について

- 国の制度、政策の決定について、あらかじめ地方公共団体の意見を聴く仕組みの確立の検討を要請

おわりに

- 都市自治体としても自己決定、自己責任の原則の下、住民の負託に応えられるよう、自ら行財政改革に真剣に取り組み、個性豊かで生き生きとした地域づくりに向けて最大限努力